

調布市 地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

概要版

各ページに、「音声コード(Uni-Voice)」を付しています。

「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリで音声に変換し、文章内容を読み上げることで、音声で情報を得ることができます。

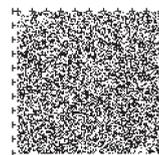


パラハート
ちょうふ

つなげよう、ひろげよう、
共に生きるまち

令和6(2024)年3月

調布市



1 計画の策定に当たって

◆ 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関、行政等の社会福祉関係者が相互に連携して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

近年、社会情勢の変化などによって、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない、制度の狭間の問題をはじめ、福祉ニーズは複雑化・複合化しています。そのため、地域福祉を推進するうえでは、地域に関わる全ての人や組織がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を強くしていくことが求められています。特に、地域の特性や資源を生かして「互助」を実践すること、そして、「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえて、多様な主体が連携し、ネットワークを組んで地域全体の支え合う力を高めることが重要です。

■ 調布市の地域福祉のイメージ

福祉分野の共通理念

高齢者の福祉
高齢者総合計画



障害者の福祉
障害者総合計画



児童の福祉
調布っ子
すこやかプラン



その他の福祉
自殺対策、
更生支援 等



分野横断的な福祉課題への対応

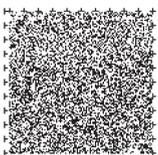
例) 制度の狭間の問題、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止 等

福祉分野共通の基盤となる取組の推進

福祉サービスの適切利用の推進 社会福祉事業の健全な発達 地域福祉活動への住民参加の促進 等

地域福祉の取組の充実が必要な事項（分野共通の取組）

- 身近な場所で何でも気軽に相談できること。
- 自分の居場所が地域の中にあり、社会とのつながりがもてること。
- 地域での助け合いや支え合う仕組みが整い、機能していること。
- 情報を共有して、困っている人を見つけて支援すること。
- 分野横断的に関係機関が協働して包括的に支援する体制を構築すること。



◆ 計画の目的

これまで市は、みんなが自分らしく、安心して、つながりをもって暮らし続けられるまちを目指し、個別の生活課題やニーズを踏まえて、福祉サービスの充実や包括的な支援体制の構築を図るとともに、福祉活動を通じて地域を活性化させる視点から住民主体の取組を支援する、地域福祉を推進してきました。

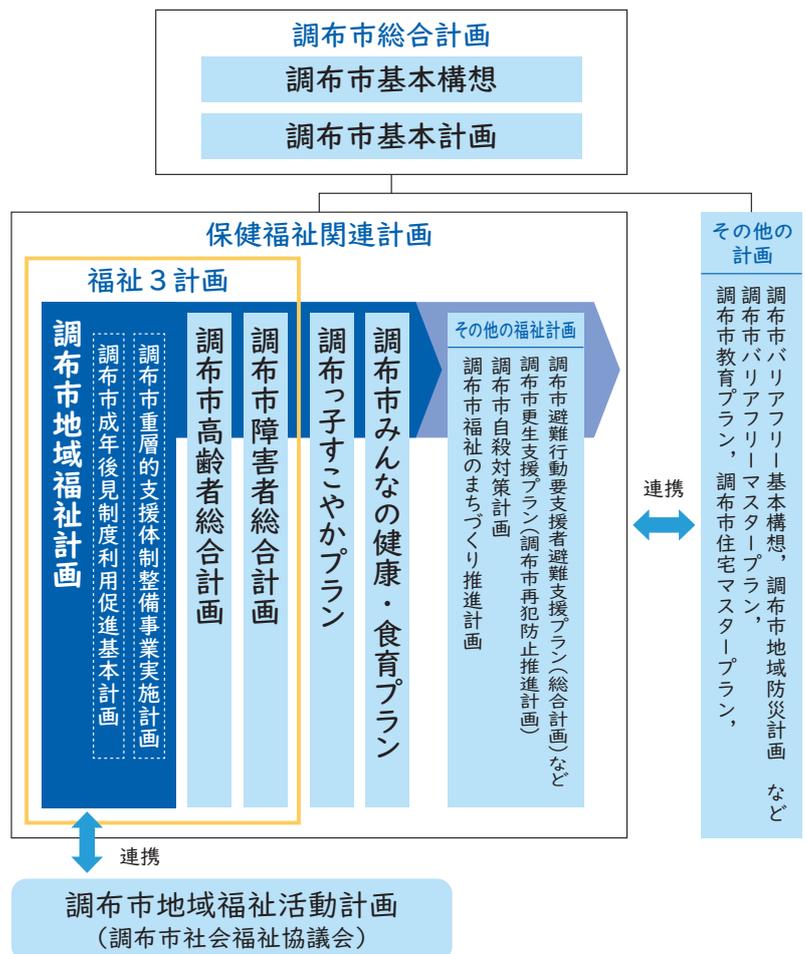
地域福祉の取組は、地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し、「自助、互助、共助、公助」の取組を重層的に組み合わせて推進することが重要となっています。

そのため、本計画は、対象者を限定することなく、全ての市民を対象として、地域という視点を基盤に、分野共通の課題に焦点を当てて、高齢福祉分野、障害福祉分野その他の分野を横断的につなぎ、地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し、地域全体で支え合うための方針を定めるため、策定するものです。

◆ 計画の位置付け

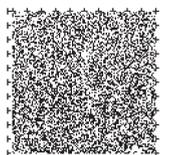
平成30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を定める福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。そのため、こうした観点を含めて、本計画は、「調布市総合計画」を最上位の計画としながら、保健福祉に関する他の分野別計画を地域という視点で横断的につなげる基盤の計画として位置付けるとともに、「調布市福祉のまちづくり推進計画」等のその他の福祉計画とも連携を図り、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、その他の計画とも横断的な連携を図ります。

さらに、調布市社会福祉協議会が策定する「調布市地域福祉活動計画」と、互いに連携を図ることとします。



◆ 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6箇年計画とします。



2 調布市の福祉の共通事項

市においては、「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」を「福祉3計画」と呼称し、各分野の切れ目のない一体となった福祉の推進を図っています。

そのため、福祉3計画においては、市の福祉の共通事項を次のとおりまとめています。

◆ 将来像と基本理念

(1) 将来像

みんなで支え合う，誰一人取り残されない，ともに生きるまち

(2) 基本理念

理念1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会

誰もが住み慣れた地域や自らが選んだ場所で、自分らしく、いきいきと、安心して、必要な支援を受けながら自立して暮らし続けることができる地域社会を目指します。

そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、主体的な活動や自己決定による暮らし、社会参加を促進する環境づくりを進めます。

理念2 互いに認め合い，尊重し合い，ともに生きる地域社会

年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかかわらず、多様性を認め合い、互いを尊重し合いながら、ともに生きる地域社会を目指します。

そのために、一人ひとりの能力・個性・意欲等が発揮・尊重され、誰一人社会から孤立することのない地域づくりに取り組みます。

理念3 世代や属性を超えてつながり，住民全体で支え合う地域社会

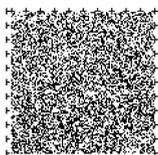
一人ひとりが世代や属性を超えてつながり、互助・共助の担い手となって、住民主体の支え合いによる地域社会を目指します。

そのために、地域住民、地域組織、ボランティア、事業者などの多様な主体、関係機関、行政が連携・協働しながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

理念4 多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制

複雑化・複合化する多様なニーズを把握し、受け止め、切れ目のない支援を一体的・包括的に行う重層的な支援体制の充実を目指します。

そのために、福祉分野のみならず他分野とも連携し、多機関協働による包括的な支援や多世代・多分野の交流、多様な担い手が専門性や強みを生かす取組を進めます。



◆ 福祉圏域

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域（中学校区規模）です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため、専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ、福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り、共通の福祉圏域としています。

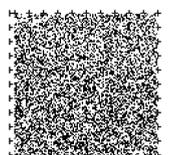
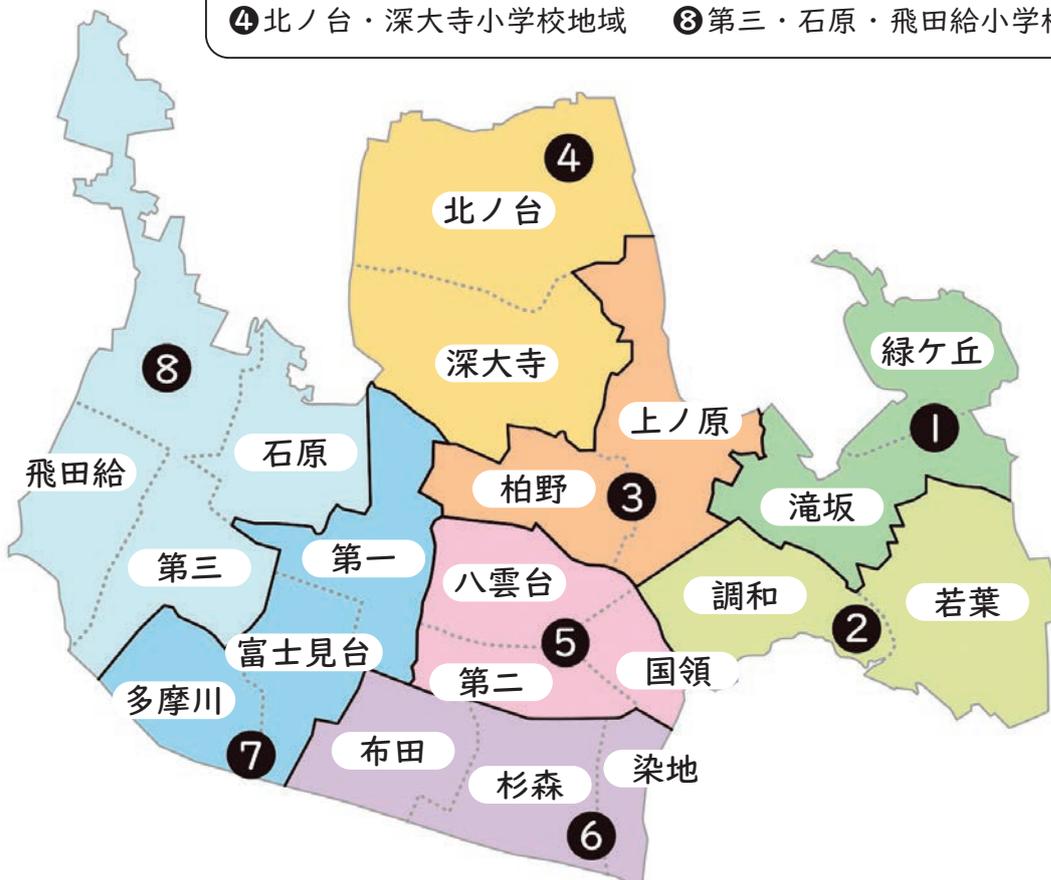
統一した8つの福祉圏域には、多機関協働の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーターと、主に高齢者支援を担う地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を1人ずつ配置しています。また、地域包括支援センターの区域を福祉圏域と整合を図っています。障害者福祉の分野は市内全域を1圏域としていますが、障害福祉課においては、福祉圏域と整合を図った相談員の配置を行っています。

今後も引き続き、8つの福祉圏域を基本に体制整備を進めることで、分野横断的な連携がより円滑になり、複合的な福祉課題に迅速かつ効果的な支援ができるよう、福祉3計画の連携強化を図っていきます。

■ 福祉圏域の地域区分

下記 内の記載は小学校区の名称です。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 緑ヶ丘・滝坂小学校地域 | ⑤ 第二・八雲台・国領小学校地域 |
| ② 若葉・調和小学校地域 | ⑥ 染地・杉森・布田小学校地域 |
| ③ 上ノ原・柏野小学校地域 | ⑦ 第一・富士見台・多摩川小学校地域 |
| ④ 北ノ台・深大寺小学校地域 | ⑧ 第三・石原・飛田給小学校地域 |



3 計画の基本方向

本計画では、地域福祉の課題と福祉3計画共通の将来像、基本理念を踏まえ、地域福祉における4つの基本目標を掲げました。また、これらの実現に向けて、各施策を展開するとともに、2つの重点施策を定めました。

◆ 基本目標

本計画では、地域福祉の課題と福祉3計画共通の基本理念を踏まえ、地域福祉の展開に当たって4つの基本目標を定めます。

基本理念 | 「誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会」へ

基本目標 | 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり

▼ 地域福祉の課題

本人のニーズを踏まえた支援体制の整備を図るとともに、身近な居場所の充実や社会参加への支援等を推進する必要がある

市の現状

- 市は、多機関協働の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーターと地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を8つの福祉圏域全てに1人ずつ配置し、この体制を中心に、複雑化・複合化する地域の生活課題に対する支援や地域における支え合いの仕組みづくりを進めています。

今後の見通し

- 今後の人口動向や社会情勢からは、高齢者の増加に伴うフレイル予防、社会的孤立に対する社会参加に向けた支援、ひとり暮らし高齢者や地域生活を希望する障害者の増加に伴う住まいの確保や生活支援、高齢の介護者や本人が意識をしていないヤングケアラーの支援など、求められる福祉ニーズのさらなる複雑化・複合化が想定されます。

施策全体の方向

- 基本理念である「誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会」を念頭に、安心した暮らしを支える相談支援、情報提供の充実、医療・保健・福祉の効果的な連携、生活の基盤となる住まいの確保と社会参加につながる支援・環境づくり、生活保護に至る前の自立支援と生活に困難を抱える者への支援という6つの取組を展開し、一人ひとりが必要な支援を受けながら、地域や社会とのつながりの中で安心して暮らすことを地域全体で目指します。

◎ 施策

1.1 相談支援の充実

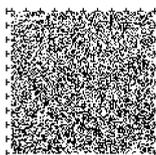
1.3 医療・保健・福祉の連携による支援

1.2 情報提供の充実

1.4 住宅確保要配慮者への支援

1.5 社会参加につながる支援・環境づくり

1.6 生活に困難を抱える者への支援



基本理念2 「互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会」へ

基本目標2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり

▼ 地域福祉の課題

多様性を認め合い、互いを尊重する意識の向上と、世代や分野を超えた取組等を基盤に、ともに生きる地域をつくる必要がある

市の現状

- 市は、学校教育や生涯学習と連携して、人権尊重の社会づくり、地域福祉を担う人材の養成、市民活動の活性化に取り組んでいます。また、判断能力の不十分な方の権利が守られるよう、専門の相談員を配置することにより、権利擁護に関する幅広い相談を受け付けているほか、多摩南部成年後見センターによる法人後見等を行っています。さらに、権利擁護に関する専門職等との連携や市民後見人の養成を進めています。

今後の見通し

- ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、様々な背景をもつ一人ひとりの個性を尊重し、互いに認め合う地域社会が求められます。また、後期高齢者の増加、障害者本人や家族の高齢化に伴い、権利擁護支援について、誰もが利用しやすい環境づくりが求められます。さらに、地域共生社会の充実に向けて、高齢者、障害者、子ども、若者等の誰もがそれぞれの立場で、地域において活躍の場を広げることができる地域づくりが求められます。

施策全体の方向

- 基本理念である「互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会」を念頭に、ともに生きるまちの基盤となる多様性を尊重する心を育む教育・学習機会の充実、地域の生活課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働の推進、本人の意向に沿った権利擁護支援や成年後見制度の利用促進、生きづらさを抱えたまま地域社会で孤立させない更生支援の取組という4つの取組を展開し、一人ひとりが地域共生社会の充実に関わりながら暮らすことを地域全体で目指します。

◎ 施策

2.1

お互いを認め合う心を育む教育・学習の推進

2.3

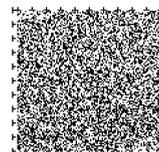
権利擁護支援・成年後見制度の利用促進

2.2

多世代・多様な主体の連携・協働のネットワークづくり

2.4

更生支援（再犯防止）の推進



3 計画の基本方向

基本理念3 「世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会」へ

基本目標3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり

▼ 地域福祉の課題

住民主体による地域福祉活動の多様な担い手を増やし、関係機関、行政と連携・協働することで、見守りと支え合いの仕組みづくりを推進する必要がある

市の現状

- 市は、シニア世代の地域デビュー講座をはじめ、地区協議会、自治会、ボランティア団体、社会福祉法人の公益的な取組など、地域福祉活動の多様な担い手が増えるよう取り組んでいます。また、8つの福祉圏域に配置した地域福祉コーディネーターを中心に、地域課題の発見や、住民主体の交流活動の場の支援、地域資源の開発などに取り組んでいるほか、令和5年10月からは地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を2人増員し、全ての福祉圏域における支援体制の強化を図りました。

今後の見通し

- 人生100年時代を迎えた今日、年齢に関係なく、地域や社会のために活動する意欲のある人が活躍できる機会が求められています。地域には社会的に孤立する人や支援を利用しない人もいますが、誰かが見守り続け、つながる機会を逃さないことが必要です。また、いざという時に備えて、身近な地域で日頃から顔の見える関係づくりを進めることや、災害時の避難情報の周知、災害時に配慮が必要な人への取組など、身近な地域だからこそできる災害対策に継続して取り組んでいく必要があります。

施策全体の方向

- 基本理念である「世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会」を念頭に、地域福祉の活動支援と人材の発掘・養成、ボランティア活動の活性化、地域住民の支え合いと交流機会の拡充という4つの取組を展開し、一人ひとりが互助・共助の担い手となり、つながりの中で心豊かに暮らせる環境を地域全体で目指します。

◎ 施策

3.1

地域福祉活動の充実に向けた支援と人材の発掘・養成

3.3

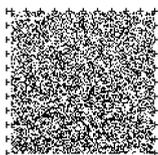
見守り、支え合う住民活動の活性化

3.2

ボランティア活動の活性化

3.4

身近な地域交流や世代間交流の充実



基本理念4 「多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制」へ

基本目標4 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり

▼ 地域福祉の課題

複雑化・複合化した課題を抱える世帯・個人を支援するため、包括的な支援体制を構築する必要がある

市の現状

- 市は、地域包括支援センターの区域を8つの福祉圏域と整合を図りました。令和5年度から重層的支援体制整備事業に移行するとともに、生活困窮者の自立支援を行う調布ライフサポート、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障害福祉に関する支援拠点（基幹相談支援センター、市内3箇所の相談支援事業所、こころの健康支援センター）、子ども家庭支援センターすこやかや調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」等において、分野を超えた横断的な連携を進めており、年齢や制度の切れ目のない支援体制を構築しています。

今後の見通し

- 重層的支援体制整備事業への移行に伴い、従来の取組を踏まえて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の各取組を一体的に推進していく必要があります。また、コロナ禍の「効果」として急速に普及したデジタルの力を、包括的な支援において活用していくことが期待されます。

施策全体の方向

- 基本理念である「多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制」を念頭に、専門機関等とのネットワークとコーディネート機能の強化による多機関連携、既存の制度だけでは対応できない様々なニーズに応える地域づくりという2つの取組を展開し、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりを推進します。

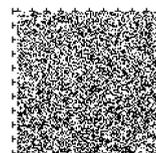
◎ 施策

4.1

複雑化・複合化した課題を解決する包括的な支援体制づくり

4.2

制度外のサービス・支援の充実



3 計画の基本方向

◆ 重点施策

福祉3計画共通の基本理念や本計画で定めた基本目標等に基づき、高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野の施策を踏まえて、市の地域福祉を推進するために特に重点的に取り組む施策等について、重点施策として決めました。

さらに、各重点施策の主な事業について、計画期間における目標を定めて、着実な推進に努めます。

重点施策1 地域におけるトータルケアの推進

- 複雑化・複合化した支援ニーズへの包括的な対応を図り、誰もが住み慣れた場所で、社会から孤立することなく、いきいきと暮らせる地域を実現するため、地域福祉コーディネーターを中心として、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組の下、多機関協働による包括的な支援体制の構築や地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。
- こうした取組を通じて、「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、これらが有機的に連携して支援が提供される調布におけるトータルケアの推進を図ります。

1 支援につなぐ体制の構築と
コーディネート機能の強化

3 社会参加につながる支援・環境づくり

2 包括的な相談支援体制の構築

重点施策2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

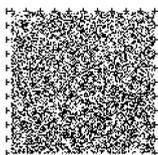
- 地域における支え合いの仕組みづくりを進めるためには、身近な地域において、住民が地域の生活課題を把握し、主体的に解決を図る取組等を推進することが重要です。そのため、多様な交流の場の拡充、地域福祉の担い手の育成、ボランティア団体や地域福祉活動団体等の支援をはじめとする互助・共助の取組の活性化、地域防災力の向上等の取組を一層充実させることにより、住民同士で支え合う仕組みづくりに取り組みます。

1 多様な交流の場の拡充

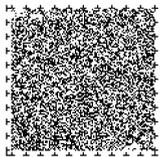
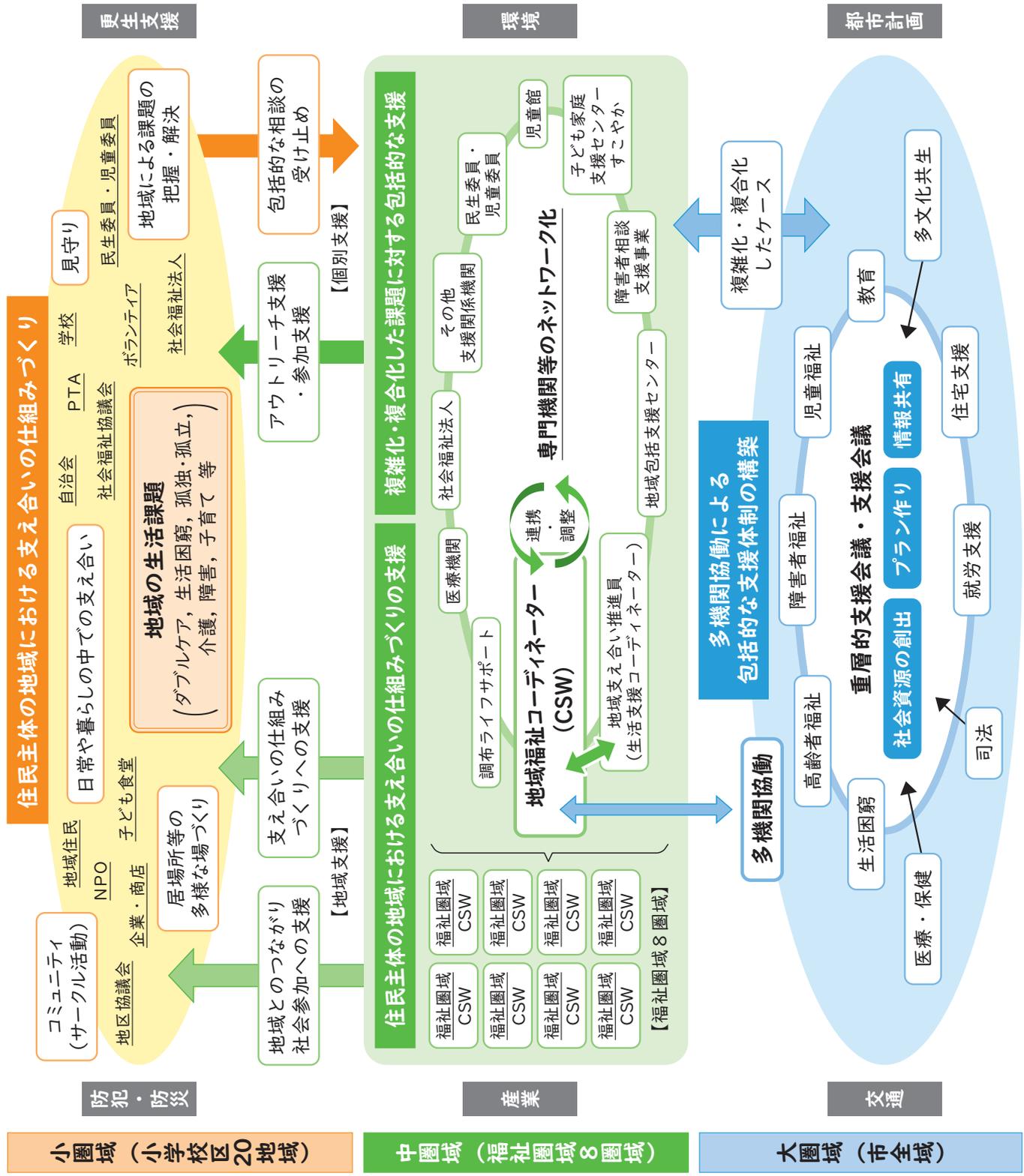
3 地域住民相互の支え合いによる互助・
共助の取組の活性化

2 地域福祉活動の支援と地域で活動する
人材の養成

4 地域防災力の向上と避難行動要支援者
への支援



■ 圏域におけるトータルケアシステムのイメージ図



3 計画の基本方向

◆ 重層的な支援体制の整備の推進 (調布市重層的支援体制整備事業実施計画)

重層的支援体制整備事業は、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた一つの手法として創設されたものであり、重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画に記載された地域共生社会の理念等の共通部分を踏まえて、その事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容を定めることを基本としています。

市では、複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、地域福祉計画に包含して「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、これらを一体的に取り組むものです。

事業の実施体制等

① 包括的相談支援事業

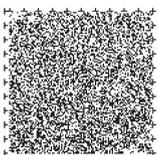
介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野の支援関係機関等において、相談者の属性や世代、相談内容等にかかわらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。また、他の支援関係機関等と連携した支援の実施等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応の充実を図ります。

② 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では十分な対応が困難な本人やその世帯の支援ニーズを踏まえ、地域資源や支援メニューとのコーディネート、マッチングを行います。また、既存の地域資源の拡充に向けた働きかけを行うほか、マッチング後のフォローアップなど、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

③ 地域づくり事業

既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、個別の活動や人のコーディネート、地域のプラットフォームの促進、地域における活動の活性化等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。



④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

⑤ 多機関協働事業等

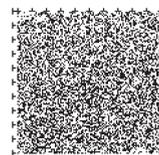
単独の支援関係機関等では十分な対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える方の相談について、支援の調整役として支援関係機関等の役割分担や支援の方向を定め、必要に応じて支援プランの作成等の取組を行います。

重層的支援会議

重層的支援体制整備事業に基づく支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するもので、多機関協働事業において作成したプランの適切性の協議や、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。また、情報共有等、必要に応じて様々な機能を付加することで、重層的支援体制整備事業の推進を図ります。

支援会議

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うもので、参加者に守秘義務が課される会議体です。多機関協働事業の利用申込に当たり本人同意まで至らなかった相談等について、支援関係機関等同士で情報共有を行うほか、必要に応じて多機関協働事業の利用の要否について支援関係機関等による検討を行います。



4 成年後見制度の利用促進(調布市成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度とは

認知症や障害などの理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり、財産を管理したりする、本人の権利擁護を図るものです。

◆地域福祉計画との一体的策定

市の福祉3計画共通の考え方である地域共生社会は、一人ひとりが暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会です。そのため、たとえ認知症、知的障害その他の精神上的障害により、本人の意思決定が難しい状態になっても、自分らしい暮らし、生きがい、地域とのつながりを実現する社会でなくてはなりません。

そのため、地域共生社会の充実に向けて、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域福祉の取組と連動させながら成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、地域福祉計画に包含して成年後見制度利用促進基本計画を策定し、これらを一体的に取り組むものです。

◆計画の基本方針

基本方針1 権利擁護に関する相談支援の充実

権利擁護支援の一層の周知と権利擁護に関する専門の相談員による相談支援の充実等を図るとともに、権利擁護支援を必要とする方が早期に適切な相談支援機関につながるよう関係機関と連携して取り組みます。

基本方針2 成年後見制度の適切な利用促進

成年後見制度の利用を必要とする方に対し、多摩南部成年後見センターの運営や後見人等への報酬助成などを通じて、適切な制度の利用支援を行います。

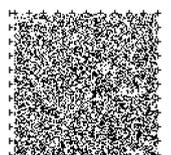
また、「本人の意思決定」を重視した権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図るとともに、意思決定支援の在り方について検討します。加えて、金銭の管理手続の支援など、様々な取組を通じて、対象者の状況に応じた支援を実施します。

基本方針3 後見人等の育成・活躍支援

多摩南部成年後見センターや専門職団体等と連携し、成年後見制度の担い手の養成や後見人等への活動の支援等を行うとともに、専門の相談員などによる親族後見人等への支援の充実を図ります。

基本方針4 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

市と多摩南部成年後見センターが連携して中核機関としての機能を果たし、協議会の運営、チームによる支援体制の構築を図ることにより、法律や福祉の専門職や行政などの多様な分野・主体が連携する権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。



4 成年後見制度の利用促進（調布市成年後見制度利用促進基本計画）

◆ 重点的な取組

権利擁護に関する
相談窓口の設置等

多摩南部成年後見
センターの運営

市民後見人の養成

協議会の運営

チームによる
支援体制の構築

権利擁護に関する相談窓口の設置等

概要

権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、権利擁護支援を必要とする方に対し、相談支援等を行います。

今後の目標

権利擁護支援を必要とする方が、安心してサービスを利用することができるよう、引き続き、専門の相談員による相談支援を行うとともに、関係各課、関係機関等との連携による支援の充実を図ります。

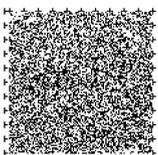
多摩南部成年後見センターの運営

概要

調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市で多摩南部成年後見センターを共同運営し、セーフティネットとして、親族などの身寄りがない方や経済的な理由により成年後見制度を利用することが困難な方に、法人後見を提供するほか、専門職の紹介や市民後見人の養成等を行います。

今後の目標

セーフティネットとして法人後見の充実を図るとともに、広域の中核機関としての機能の充実を図ります。



市民後見人の養成

概要

調布市，日野市，狛江市，多摩市及び稲城市の5市連携による多摩南部成年後見センターを活用した市民後見人の養成や研修会の開催等を行い，成年後見制度の担い手の養成等を図ります。

今後の目標

多摩南部成年後見センターを共同運営する5市及び同センターの連携の下，引き続き，市民後見人の養成等を実施するとともに，その活躍の場を広げる支援を行います。

協議会の運営

概要

法律や福祉の専門職団体や関係機関等と連携し，権利擁護支援に関わる取組や課題などの報告や検討を行うとともに，情報共有等を図ります。

今後の目標

協議会を定期開催し，「チームによる支援体制の構築」や「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」に向けて，法律や福祉の専門職団体や関係機関等との連携，情報共有等を図ります。

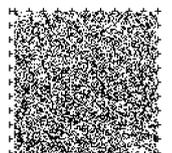
チームによる支援体制の構築

概要

後見人等と福祉・医療等の関係機関等が「チーム」となって，権利擁護が必要な方を支援する体制づくりを推進します。

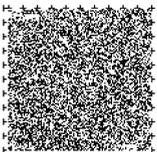
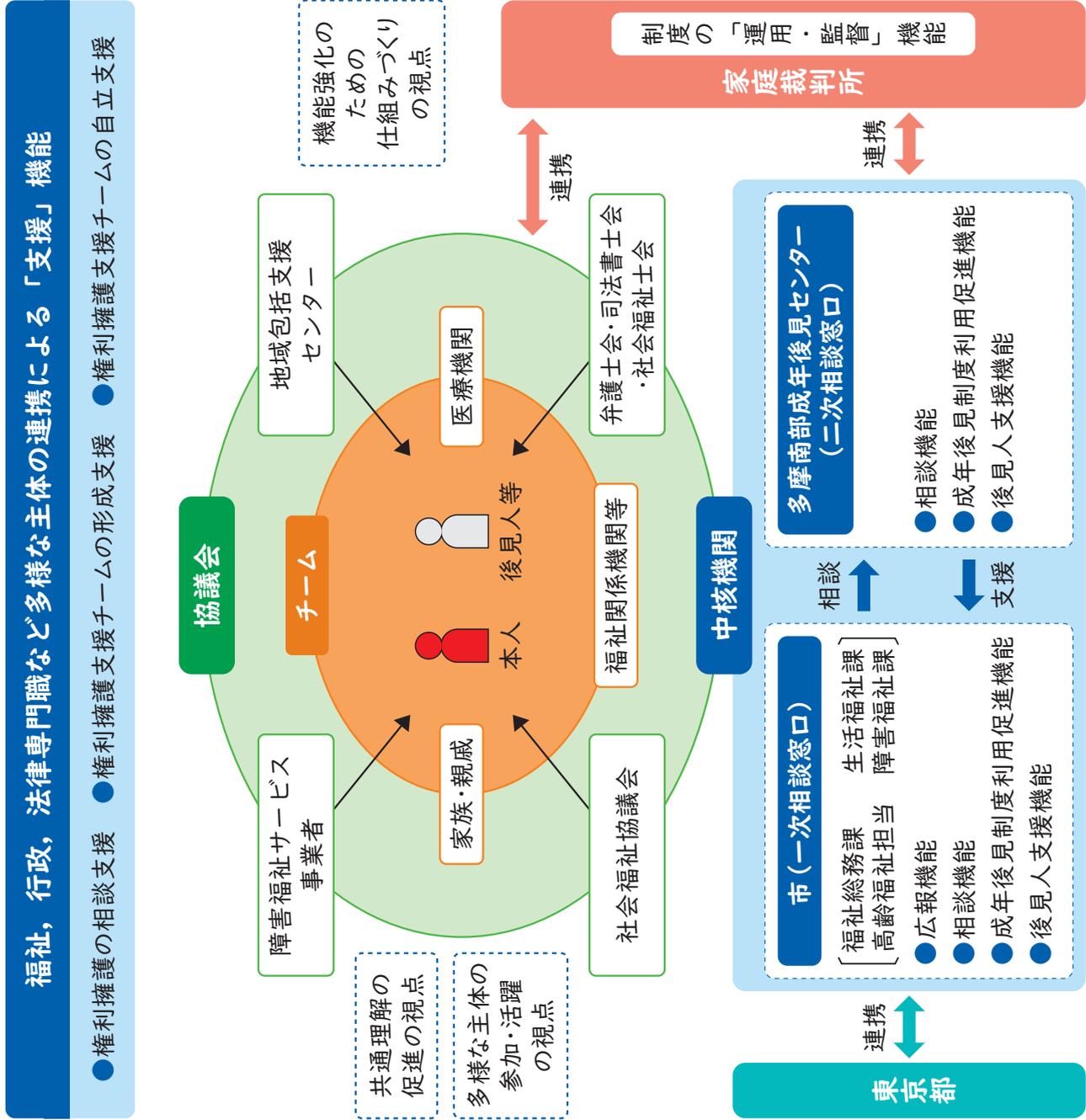
今後の目標

多機関協働による包括的な支援体制の構築を推進することにより，権利擁護支援に関する問題のみならず，複雑化・複合化した課題を抱えた個人や世帯を支援する体制の整備を進めます。



4 成年後見制度の利用促進（調布市成年後見制度利用促進基本計画）

■ 調布における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



5 8つの福祉圏域の取組

8つの福祉圏域ごとに、地域特性を生かす地域福祉の取組をまとめました。

① 緑ヶ丘・滝坂小学校地域

地域の紹介

この地域は、市の北東部に位置し、大規模な都営緑ヶ丘二丁目団地（都営仙川アパート）の建て替えが進んでいます。また、白百合女子大学やせんがわ劇場などの教育文化施設が立地するほか、仙川商店街などの商業施設の集積度も高く、にぎわいのある「芸術の街」が特徴です。

地域特性を生かす地域福祉の取組

高齢者を中心とした地域活動や、子ども関係のネットワークなどの地域資源があるほか、常設の居場所を中心に多世代・多様な活動が行われている地域です。今後は、こうした圏域の特性を生かしながら、多様な地域活動等の「見える化」を進めるとともに、地域活動の新たな担い手の確保に向けて、地域交流活動につながる取組を支援し、誰もが活躍でき、居心地よく過ごせる地域づくりを目指します。

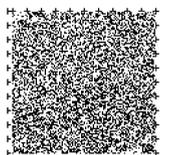
② 若葉・調和小学校地域

地域の紹介

この地域は、市の南東部に位置し、大規模な神代団地（UR賃貸住宅）、桐朋学園、武者小路実篤記念館、市民大町スポーツセンター、調和小学校内の室内プールなどがあります。人間町周辺地区は、武蔵野の面影を残す国分寺崖線や野川沿いの水辺空間のある自然豊かな環境を形成しています。

地域特性を生かす地域福祉の取組

子育て世代等の転入により人口が増加しており、子どもから高齢者まで幅広い地域活動がある地域です。今後は、地域の文化や自然を生かしながら、子どもの居場所づくり等、多世代交流につながる地域活動を支援し、住民同士の支え合いによる安全・安心な地域づくりを目指します。



5 8つの福祉圏域の取組

③ 上ノ原・柏野小学校地域

地域の紹介

この地域は、野川が流れ、里山や水辺の環境が保全されており、田園風景も残る地域です。また、集合住宅や戸建て住宅が増えており、子育て世帯の流入などもみられます。

地域特性を生かす地域福祉の取組

比較的若い世代が多い地域である一方で、ボランティアによる地域活動においては、高齢化による担い手不足の課題があります。今後は、野川等の豊かな自然を生かしながら、若い世代が地域と触れ合うきっかけづくりにつながる活動を支援し、多くの世代がつながり、地域に愛着を持ってみんなが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

④ 北ノ台・深大寺小学校地域

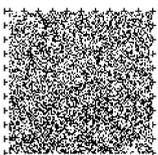
地域の紹介

この地域は、武蔵野段丘と断崖により、自然樹林が広がる緑豊かな住宅市街地が形成されています。都立神代植物公園や国宝に指定された白鳳仏のある深大寺があり、世代を問わず、多くの人々が訪れています。

令和4年5月、地域の北部（三鷹市との境界近く）にふじみ交流プラザと民間商業施設BRANCH(ブランチ)調布がオープンし、市内外の人々の憩いの場や高齢者の社会参加、生きがいつくり、健康づくりの拠点となっています。

地域特性を生かす地域福祉の取組

この地域に長く暮らしている世帯が多い一方で、近年、子育て世帯を含む転入者も見られる地域です。今後は、都立神代植物公園をはじめとする豊かな自然や、深大寺や神社を中心としたお祭りなど、多様な地域資源を生かしながら、転入世帯を含めた地域におけるつながりや支え合いの仕組みづくりに向けた取組を進めます。



⑤ 第二・八雲台・国領小学校地域

地域の紹介

この地域は、市の中央部であり、子ども家庭支援センター、児童福祉や高齢者福祉施設、複数のふれあいの家も設置されています。

京王線国領駅に隣接する市民プラザあくろすは男女共同参画推進センター、産業労働支援センター及び市民活動支援センターがあり、市民活動の拠点となっています。

地域特性を生かす地域福祉の取組

比較的駅から近く生活に便利な立地から、多様な地域資源があるほか、大規模集合住宅や戸建住宅群など、幅広い年齢層の住民が暮らしている地域です。今後は、地域活動に若い世代を巻き込んでいくため、多世代交流につながる取組を支援し、地域における自然なつながりを大切にしながら、多様な立場の人が互いに理解し、支え合う地域づくりを目指します。

⑥ 染地・杉森・布田小学校地域

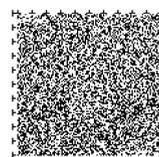
地域の紹介

この地域は、市の中央南部に位置し、地域の南側を流れる多摩川の河川敷や土手では、野球、サッカー、サイクリングをする人、散歩や花見をする人、のんびりと過ごす家族などがみられ、人々のふれあい、交流、楽しみを生み出す環境となっています。また、ひだまりサロンが数多く活動しています。

多摩川沿いに大規模な多摩川住宅（東京都住宅供給公社）があり、多摩川住宅街づくり協議会が設立され、多世代が住み続けられる魅力づくりに取り組んでいます。多摩川住宅は竣工後50年を経過しているため、段階的な建て替えが計画されています。

地域特性を生かす地域福祉の取組

高齢化率が高い一方、若い世代も参加する小学校単位でのお祭り等のイベントが多く、多世代のつながりも生まれています。今後は、自治会やひだまりサロン、お祭り等の既存の地域資源を生かしながら、地域における日常の支え合いにつながる活動を支援し、困った時や不安な時に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。



5 8つの福祉圏域の取組

⑦ 第一・富士見台・多摩川小学校地域

地域の紹介

この地域は、市の中央西部に位置し、調布駅周辺には市役所（行政機能）、文化会館たづくり、総合福祉センター（京王多摩川駅周辺地区に移転予定）等の公共施設、多くの商業施設が集積しています。地域に立地する電気通信大学とは平成15年から相互友好協力協定を締結し、文化、教育、学術、スポーツ等の分野で相互発展を図る取組を行っています。

地域特性を生かす地域福祉の取組

市内でも高齢化率が低く若い世代が多い一方で、若い世代は人口の流動が激しく、地域のつながりが形成されにくいという課題があります。今後は、多世代がともに地域を創っていくため、必要な情報が必要な人に届くよう、多様な地域活動を支援し、人と人とがつながり、ちょっとした手伝いがお互いのできる地域づくりを目指します。

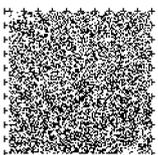
⑧ 第三・石原・飛田給小学校地域

地域の紹介

この地域は、市の西部に位置し、国内外のスポーツイベントも開催される東京スタジアム、武蔵野の森スポーツプラザ、都立野川公園等があり、国内外から多くの人を訪れています。また、調布市青少年ステーションCAPSも立地しています。

地域特性を生かす地域福祉の取組

自治会が多く、地区協議会等の地域活動も活発な地域です。今後は、情報発信の方法を工夫したり、お祭り等のイベントに参加してもらえよう働きかけを行うとともに、あらゆる世代が地域活動に参加するきっかけとなる活動を支援し、地域のつながりの中で多様性を理解し、お互いを尊重し合い、誰もが楽しく住みやすい地域づくりを目指します。



6 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域で生活している市民一人ひとりが地域福祉の主演です。地域で活動する市民や団体等の様々な地域福祉の担い手と力を合わせ、「自助、互助、共助、公助」の重層的な取組を推進していきます。

市民

あいさつ、声かけ、趣味、SNSなど、自分らしい方法で、身近な地域における交流を深めることが大切です。また、ボランティア等の社会貢献活動や、各種募金、市や福祉団体等への寄附など助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

地域活動団体

自治会や民生委員・児童委員などの地域で活動する団体は、把握した地域課題を地域の中で解決するために様々な関係機関と連携することが重要です。

社会福祉法人

様々な分野における生活支援や、将来的に支援を必要とする可能性がある人への予防的な支援など、公益的な取組の実践による地域社会への貢献が期待されます。

ボランティア・NPO

市内外の知見とネットワークを生かした活動をとおして、地域福祉に貢献する活動が期待されます。

福祉サービス事業者

利用者本位のサービスと地域拠点機能を高め、市民生活を豊かにする役割が期待されます。

調布市社会福祉協議会

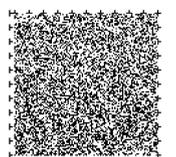
地域における課題把握やその課題に対応した事業の展開を図るとともに、市民や地域活動団体、福祉サービス事業者、行政などの様々な関係機関と連携しながら、地域福祉推進の中心的な存在として、各種支援をコーディネートすることが期待されます。

関係機関等

当事者団体、支援者団体、企業、保育・教育機関、医療機関等は、専門性とネットワークの発揮と多方面との連携が期待されます。

市

市は、地域における支え合いの仕組みづくりや、地域におけるトータルケアの推進など、地域共生社会の充実にに向けた福祉施策の総合的な推進を図ります。また、必要に応じて公的機関をはじめ、様々な支援関係機関等と連携しながら、地域福祉の推進のための基盤づくりに努めます。



6 計画の推進に向けて

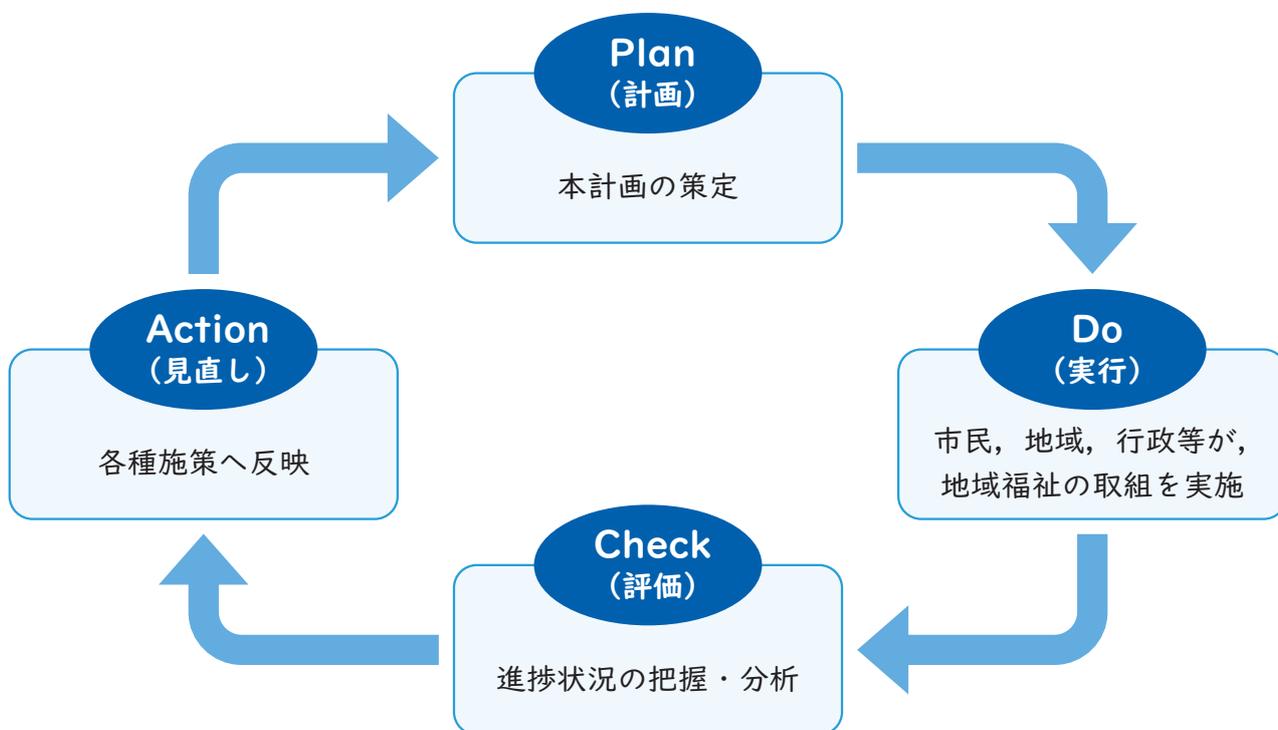
2 計画の周知・普及

地域福祉を推進するうえで、地域福祉の方向や取組について、関係する全ての人、団体、機関等の共通理解を高めることが重要です。

そのため、市報、市のホームページ、SNS、メディア、関係する団体・機関を通じて、地域福祉の意義、取組の方向、市内の様々な地域福祉活動を広く市民に周知し、普及に努めます。

3 計画の進行管理・評価

PDCAサイクルの考え方に基づき、本計画の進捗状況の定期的な把握と取組の継続的な改善を図ります。そのため、調布市地域福祉推進会議において、計画の評価と進行管理を継続し、地域福祉の着実な推進を図ります。



調布市地域福祉計画 概要版

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

発行日 令和6(2024)年3月
発行 調布市
編集 調布市 福祉健康部 福祉総務課
〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1
(電話) 042-481-7101 (ファクス) 042-481-7058
URL <https://www.city.chofu.lg.jp/>

刊行物番号
2023-241

